

(三項) 自己ノ都合ニ依ル退職ノ場合

(イ) 年齢満五十年ニ達シタル後退職スル者ニシテ勤続満十ヶ年
以上ノ者ハ全額

(ロ) 志氣ノ為メ不得已者ト認メ退職セシムルモノニシテ勤続満六ヶ
月以上ノ者ハ全額

(ハ) 前二号以外ノ理由ニ依リ退職スルモノニシテ勤続満六ヶ月以上
ノ者リカ一項ノ半額

四 右ノ区分ニ依リ日給ヲ増加スルコト

| | | |
|----|---------|------|
| 男工 | 日給二円以下 | 二十四円 |
| シ | 二円五十銭以下 | 二十円 |
| シ | 三円以下 | 十四円 |
| 女工 | 一円以下 | 三十円 |
| シ | 一円一十銭以上 | 二十四円 |

理由 相当ニ収入ヲ得モノト雖モ或シ困難ニ付右全額ヲ増加セシム

女子ノ平均日給ハ田カエノ半額ニ滿タズハ半額ニ至リシ後七ヶ月ノ故ニ

此際右全額ヲ増加セシム

五 創立世之遺育被ノニニ義性質並ニ分配方等ヲ明ニスルコト

六 病氣欠勤ノ場合リカノ半額ヲ支給スルコト

欠勤三十日以内ニ日給一七半ツ

シ 三十一日以上七十日以下ニ日給一八半ツ

七 應召ノ場合ハ其復役期間日教半日ツヲ支給スルコト

八 「ランケ」其他危険防止ノ設備ヲ見全ニスルコト

九 右要取條項ニ対スル由テ期限リ大正十年七月十五日正午迄トス

(一) 正金要取本委員主席梅善一郎(外六十七名)

(六) 月二日

正金要取委員ニ由テ于期ニ提出ノ筈ナリシメ都合ニ依リ于期ニ至